



民生委員・児童委員



民生委員・児童委員は、各市町村の自分が住んでいる地域で、行政や社会福祉協議会などと協力し、住民の皆さんの困りごとや心配ごとの相談相手となり、必要な場合には適切な支援を利用できるように行政や専門機関を紹介するなど、地域のつなぎ役として活動しています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員です。

民生委員は、子どもの見守りや子育てについての相談にのる「児童委員」も兼ねるため、「民生委員・児童委員」という呼び方をしています。

民生委員・児童委員について

1 任期

任期は法律（民生委員法）で3年と決められています。

3年に1度、12月に行われる一斉改選で新しい委員が選ばれます。

2 選任にあたって

民生委員・児童委員になるためには、特別な免許や資格、専門知識などは必要ありません。島根県内の市町村に居住する18歳以上の方であれば、選考の手続きを受けてなることができます。

3 活動地域について

民生委員・児童委員は、居住する市町村の地域を担当地区として、その地域で活動します。行政や民生委員児童委員協議会のサポートも受けながら、委員同士でも協力して活動しています。

4 報酬・経費について

民生委員・児童委員は無報酬ですが、活動に必要な経費の一部（交通費や通信費など）が支給されます。



5 主任児童委員について

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援など、児童福祉に関することを専門的に担当する児童委員です。

主任児童委員は、地域の子育てに理解や関心がある方たちから選任され、行政や学校、各地区の民生委員・児童委員などと連携・協力して、児童福祉に関する様々な活動を行っています。

島根県



民生委員・児童委員キャラクター
ミンジー（島根県ご当地版）

民生委員・児童委員の活動について

民生委員・児童委員の大切な役割は、身近な相談役として地域住民の困りごとや相談ごとを聞いた上で、行政機関や社会福祉協議会などにつながることです。

また、地域住民の個別の相談に応じるために、民生委員・児童委員には守秘義務が課せられています。主な活動は次のようなものです。

地域を見守る

一人暮らしの高齢者や支援を必要とする方など
のお宅を定期的に訪問する活動など

一番身近な相談先

地域住民の皆さんの困りごとや心配ごとについて、相手の立場に立って相談相手となる活動

支援へつなぐ

支援が必要な方が、適切な支援を受けられるよう、相談先を紹介したり行政機関などへ情報提供を行ったりする「つなぎ役」



これ以外にも、地域の状況や関係者との連携などにより、様々な活動を行っています。

①行政などへの協力

福祉事務所や児童相談所、福祉や子育ての担当部署などから依頼があったとき、可能な範囲で情報提供などの協力をしています。

②地域活動への参加・協力

日頃から地域住民の皆さんとのつながりを持つため、多くの委員が地域での様々な活動に参加・協力しています。

民生委員・児童委員の方から

民生委員・児童委員を やっていてよかったこと

- 悲しい拒絶のこぼれを頂いた方から「あなたしか相談する人が思い浮かばなかった」と連絡を受けた時は、訪問したことが無駄ではなかったと思いました。
- 他の委員の方々たちとご一緒に活動させていただく中で、自分の住む地域への関心が高まり、広い視野で物事を捉えられるようになった気がします。
- 訪問の際、皆さんからたわいもない話を聞くだけなのですが、「来てもらって嬉しい」、「話ができよかった」と喜んでもらえると、活動をしていてよかったと思います。



活動のやりがいや、 活動にあたってベガけていること

- 同じ家庭内で、それぞれ違った立場で相談を受けることがあります。そんな時は「中立であること」「どちらの相談内容も承諾なしに口外しない」ことを伝えています。
- 民生委員・児童委員として、とにかく地域の人たちと触れ合い、より良い関係性を築きながらお一人おひとりの気持ちを大切に受け止めて活動することを心がけています。
- 皆さんから相談があった場合、少しでも早く社会福祉協議会、包括支援センターや市町村の担当部局などに連絡・相談し、早期に解決できるよう努めています。



これから民生委員・児童委員になられる方へのメッセージ

- 私達は地域の身近な相談相手と思ってもらえることが理想です。「気楽に話せる人」を目指して共に頑張りましょう。
- 民生委員・児童委員の活動は、新しい気付きや反省も含め、充実感でいっぱいです。そして、仲間は全国にたくさんいます。頑張りましょう。
- 民生委員・児童委員になると、様々な相談を受けますが、決して1人で解決できることではなく、先輩委員に相談してアドバイスを得たり、関係機関に連絡し相談したりして問題解決を図るので、負担を感じる必要はないと思います。

民生委員・児童委員に興味がある方は、お住まいの市町村の窓口又は下記までお問い合わせください。

民生委員・児童委員の制度について

島根県健康福祉部地域福祉課

TEL: 0852-22-6822 FAX: 0852-22-5448
E-mail: tiiki-fukushi@pref.shimane.lg.jp



島根県ホームページ
(民生委員・児童委員)

民生委員・児童委員の活動について

島根県民生児童委員協議会

(島根県社会福祉協議会内)

TEL: 0852-32-5997 FAX: 0852-32-5982
E-mail: minsei@fukushi-shimane.or.jp